

2. 税財政制度

(1) 地方自治体の課税権

地方自治体が自主的に調達できる財源である自主財源の中心となるものが、地方税である。地方税に係る地方自治体の権限(課税権)については、日本とイングランドで制度が大きく異なっている。

日本及びイングランドにおける地方自治体の課税権について、課税権の根拠及び課税自主権を中心に記載する。なお、課税自主権とは、地方自治体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税することを指す。

①日本における地方自治体の課税権

1) 課税権の根拠

日本では地方自治法、地方税法等によって、地方自治体の課税権が認められている。また、憲法によって直接的に地方自治体に課税権が付与されているとの立場もある。

2) 地方税の税目設定に係る権限

地方自治体は地方税法に定める税目以外に、条例により税目を新設することができる。ただし、税目の新設にあたっては、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得ることが必要となる。

3) 地方税の税率設定に係る権限

地方自治体は地方自治法に定める税目の一部について、条例によって税率を定めることができる。税率の種類としては、①一定税率(地方自治体が税率を定めるにあたって、それ以外の税率を定めることができない税率)、②標準税率(地方自治体が通常よるべき税率)、③任意税率の3種類があり、さらに②③は制限税率(地方自治体が税率を定めるにあたって、超えることのできない税率)の有無によっても分類され、地方自治体は②標準税率又は③任意税率が定められている税目について、制限税率の範囲で税率を定めることができる。なお、税目ごとの扱いについては、図表 1-8 に示す。

図表 1-8 地方税の税目ごとの税率変更の可否(日本)

種類	地方自治体による税率変更	税目		
		道府県税	市町村税	
一定税率	不可	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税(利子割) 道府県民税(個人 配当割) 道府県民税(個人 株式等譲渡所得割) 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油取引税 鉱区税 狩猟税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税 	
標準税率	制限税率あり	制限税率以下であれば可	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税(法人 法人税割) 事業税 ゴルフ場利用税 自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税(法人 法人税割) 市町村民税(法人 均等割) 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	可	<ul style="list-style-type: none"> 道府県民税(個人 所得割) 道府県民税(個人 均等割) 道府県民税(法人 均等割) 不動産取得税 道府県固定資産税 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税(個人 所得割) 市町村民税(個人 均等割) 固定資産税
任意税率	制限税率あり	制限税率以下であれば可		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税
	制限税率なし	可	<ul style="list-style-type: none"> 水利地益税 	<ul style="list-style-type: none"> 水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

資料) 総務省「地方税の税率一覧」2015年より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

②イングランドにおける地方自治体の課税権

1) 課税権の根拠

イングランドでは課税権は個々の法律で税目ごとに付与されており、現在は1992年地方財政法(Local Government Finance Act 1992)によって、地方自治体にはカウンシル税¹⁴の課税権が付与されている。また、地方自治体による独自の賦課金設定については政府の認可制のもと認められている。なお、2011年地域主義法では、地方自治体に対し新たな課税権は付与されていない。また、2012年地方財政法(Local Finance Government Act 2012)により、国税である事業用レイトの一部が地方自治体に保持されることとなった。

2) 地方税の税目設定に係る権限

英国では地方自治体が税目を新設することは認められていない。

3) カウンシル税の税率設定に係る権限

カウンシル税は、居住用資産価格を課税標準とする資産税で、納税義務者は居住用資産の占有者である。居住地資産価格については、A~Hの8段階の価格帯に区分されており、価格帯間の税額の比率は1992年地方財政法に定められている(図表1-9)。地方自治体は基準となるD価格帯の税額を決定することができる。他の価格帯の税額については、

¹⁴ 居住用資産に課される税金である。資産税の側面と、住民税の側面を併せ持ち、居住人数によって税額が異なる。

価格帯間比率に基づき自動的に決定される。当該価格帯方式では、全体として、資産価格が高い方が実効税率は低くなる傾向になる。

図表 1-9 カウンシル税の価格帯

価格帯	居住用資産の価格(£)	税額の比率
A	~40,000	6
B	40,001~52,000	7
C	52,001~68,000	8
D	68,001~88,000	9
E	88,001~120,000	11
F	120,001~160,000	13
G	160,001~320,000	15
H	320,001~	18

D 価格帯の税額を地方自治体にて決定
(他の価格帯の税額は自動的に決定)



法律により定められている

資料) "Local Government Finance Act 1992"より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

基準となる D 価格帯の税額の決定にあたっては、地方自治体が必要とする予算所要額から一般交付金等を差し引いた額を所要カウンシル税額として算出し、この所要カウンシル税額を満たすよう、税額を逆算することが求められる(1992 年地方財政法の規定)。したがって、地方自治体や年度によってカウンシル税の税額が異なることとなる。

歳出規模によってはカウンシル税の負担が過大なものになる恐れがあるため、地方税や歳出の大きい地方自治体に対して、国が上昇を抑える制度(キャッピング制度)が導入されている。2011 年地域主義法により、国務大臣は毎年度、地方自治体によるカウンシル税の引き上げ率の上限を設定できるようになった。地方自治体がこの上限を超えてカウンシル税を引き上げることを望む場合には住民投票を実施しなければならないこととなっている。

(2) 地方財政

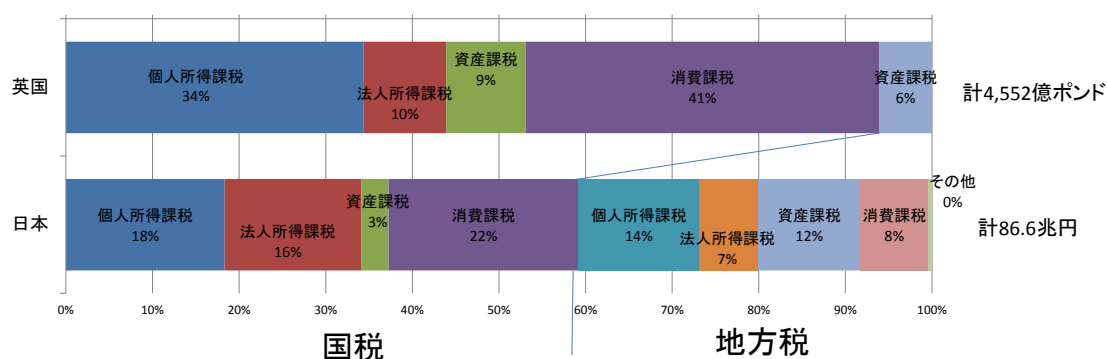
地方財政に係る日本及びイングランドの状況について説明する。なお、イングランドにおいては、経常支出と資本支出が区別されていることや、科目が異なることから、両国の状況を厳密に比較することは難しい。

①国と地方自治体の財政比較

日本・英国における国と地方の財政比較を行う。

税収に占める国税、地方税の割合を図表 1-10 に示す。英国において、地方税の割合はわずか 6%に過ぎない。一方、日本においては、約 4 割が地方税となっている。また、地方税の税目については、英国では資産課税(カウンシル税)のみであるが、日本においては様々な税目が存在している。

図表 1-10 国税・地方税の割合(2013 年)



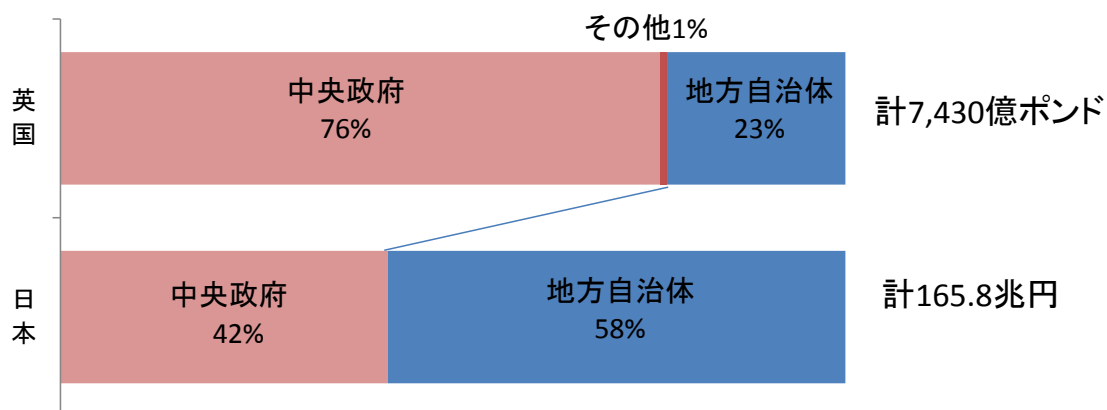
資料) OECD "Revenue statistics"より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国と地方の合計歳出(英国においては政府全体の総管理歳出 (Total Managed Expenditure : TME)¹⁵、日本においては国と地方自治体の歳出合計)に占める国、地方自治体の割合を図表 1-11 に示す。

英国においては歳出に占める地方自治体の割合は 23%となっており、中央政府の歳出が圧倒的に大きい。一方、日本では地方自治体の割合が 58%となっており、地方自治体の歳出の方が多くなっている。なお、英国、日本両国とも、税収に占める地方税の割合よりも歳出に占める地方自治体の割合の方が大きく、国から地方自治体に相当額の交付金・補助金が交付されていることがわかる。

¹⁵ 歳出は、その性質によって「省庁別歳出限度」(Department Expenditure Limits: DEL)と「単年度管理会計」(Annually Managed Expenditure : AME)に分けられており、TMEはDELとAMEの合計を指す。DELは裁量的・政策的な経費であり、AMEは社会保障関係費や利払費等のいわゆる義務的経費である。これらはいずれも発生主義に基づいて経理されており、それぞれ経常予算と資本予算に分けられている。

図表 1-11 国と地方自治体の歳出割合(2013年度)



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Government Financial Statistics England No.25 2015”、総務省「平成27年度地方財政白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

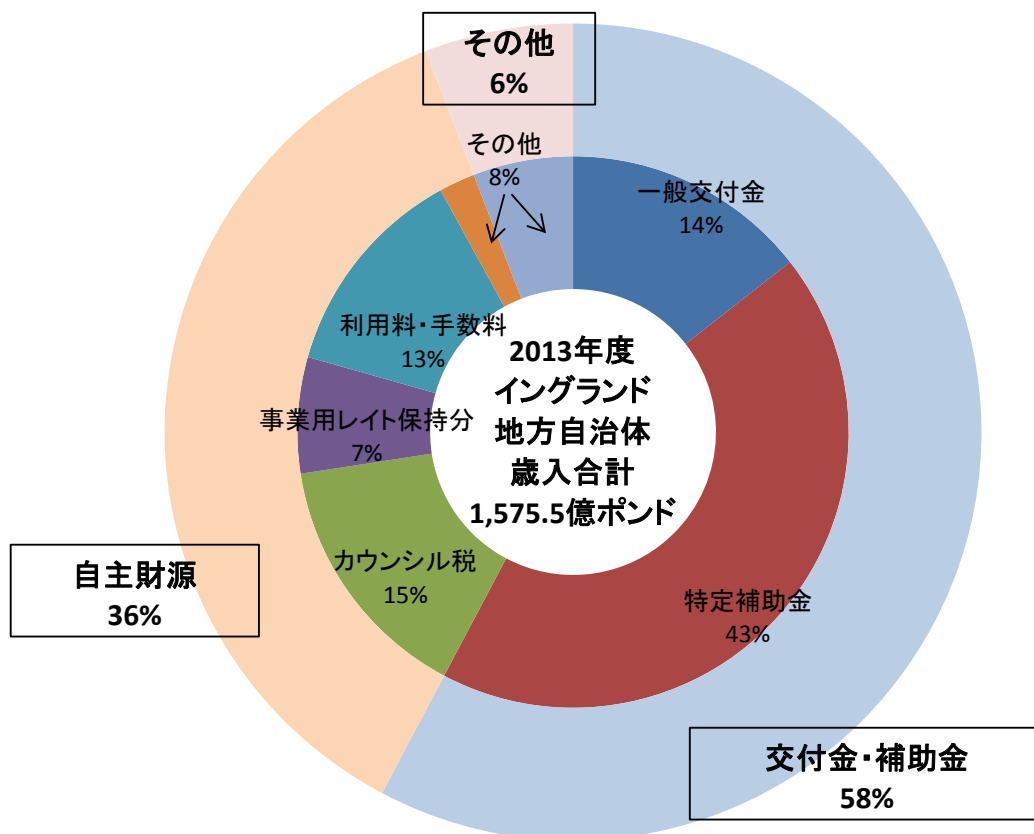
②地方自治体全体の財政

1) イングランドの地方自治体全体の財政

2013年度におけるイングランドの地方自治体全体の歳入構成を図表 1-12 に示す。自主財源については、カウンスル税が 15%、事業用レイト保持分が 7%など 36%に過ぎず、中央政府からの交付金・補助金が 58%にも達している。

交付金・補助金 58%の内訳は、使途が限定されていない一般交付金が 14%、使途が限定されている特定補助金が 43%となっている。

図表 1-12 2013 年度イングランドの地方自治体の歳入構成



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Government Financial Statistics England No.25 2015”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

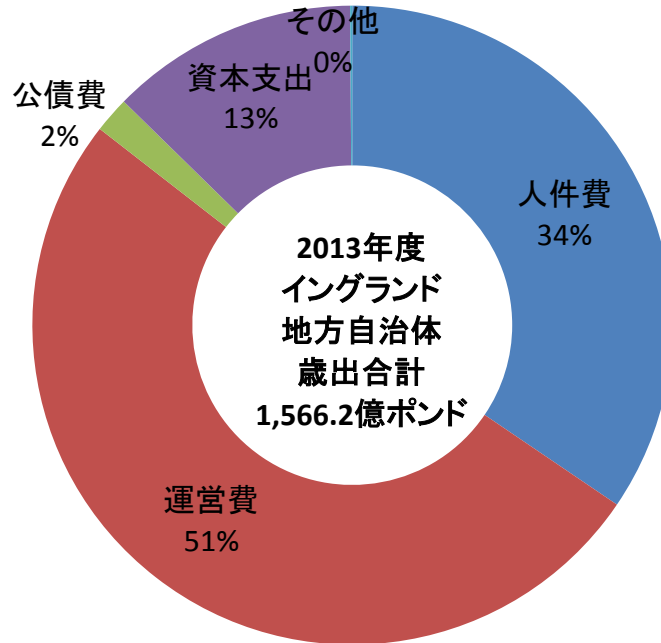
イングランドの地方自治体の歳出構成を図表 1-13(性質別)、図表 1-14(目的別)に示す。性質別に見ると、人件費が 34%、運営費が 51%となっている。イングランドにおいては、経常支出(費用計上される支出)と資本支出(資産計上される支出)が厳密に区分されている。

また、経常支出(人件費・運営費)を目的別に分類すると、教育が 30%、住宅が 18%となっている。

資本支出について、図表 1-15 に示す。支出額ベース¹⁶で目的別に分類すると、教育が 19%、交通が 34%、住宅が 20%となっている。一方、社会サービスは 2%、警察は 2%と小さい数字である。

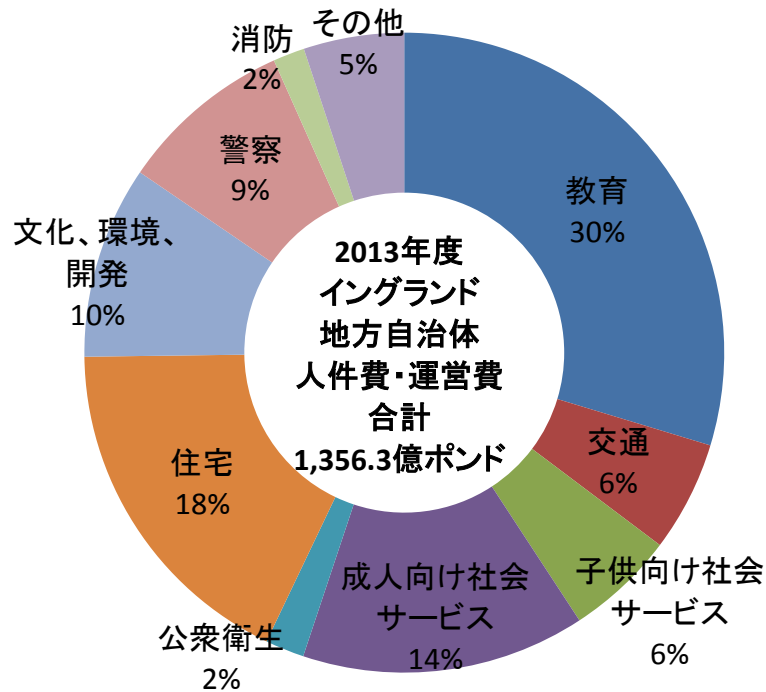
¹⁶ 資本取得にあたって支出した金額の総額を示す。なお、図表 1-16、図表 1-30、図表 1-35 において示す資本項目は資本取得額ではなく、減価償却費等の発生主義に基づく費用を示す。

図表 1-13 2013 年度イングランドの地方自治体の歳出合計（性質別）



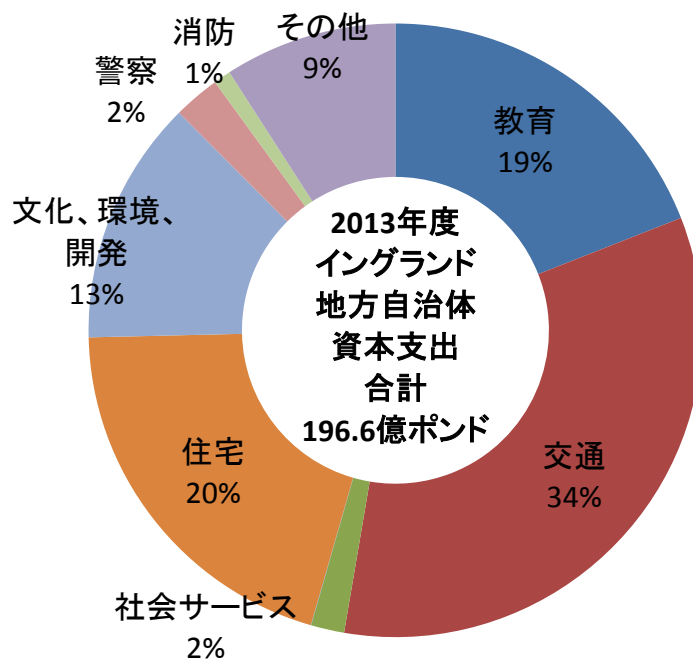
資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Government Financial Statistics England No.25 2015”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-14 2013 年度イングランドの地方自治体の人件費・運営費合計（目的別）



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Government Financial Statistics England No.25 2015”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-15 2013 年度イングランドの地方自治体の資本支出合計（目的別・支出額ベース）

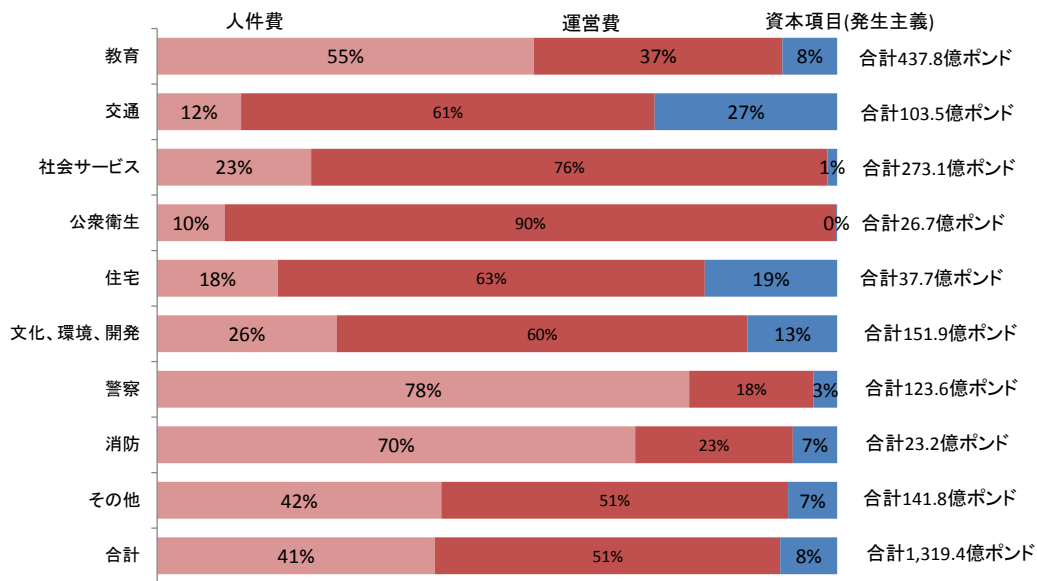


資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Authority Capital Expenditure and Receipts, England:2013-14 Final Outturn”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

参考として、目的別の性質別(人件費・運営費・資本項目)費用構成を図表 1-16 に示す。
 人件費の占める割合の大きい項目として、警察(78%)、消防(70%)、教育(55%)がある。
 公務員が直接サービスを提供する項目において、人件費の占める割合が大きい。
 運営費の占める割合の大きい項目として、公衆衛生(90%)、社会サービス(76%)がある。
 給付が中心となる項目について運営費の占める割合が大きい。
 資本項目¹⁷の占める割合が大きい項目として、交通(27%)、住宅(19%)がある。

¹⁷ 保有する資本に関する減価償却費等の発生主義に基づく費用を示す。当期に資本取得のために支出した金額を示すものではない。

図表 1-16 2013 年度イングランドの地方自治体の目的別・性質別費用構成（参考）



資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

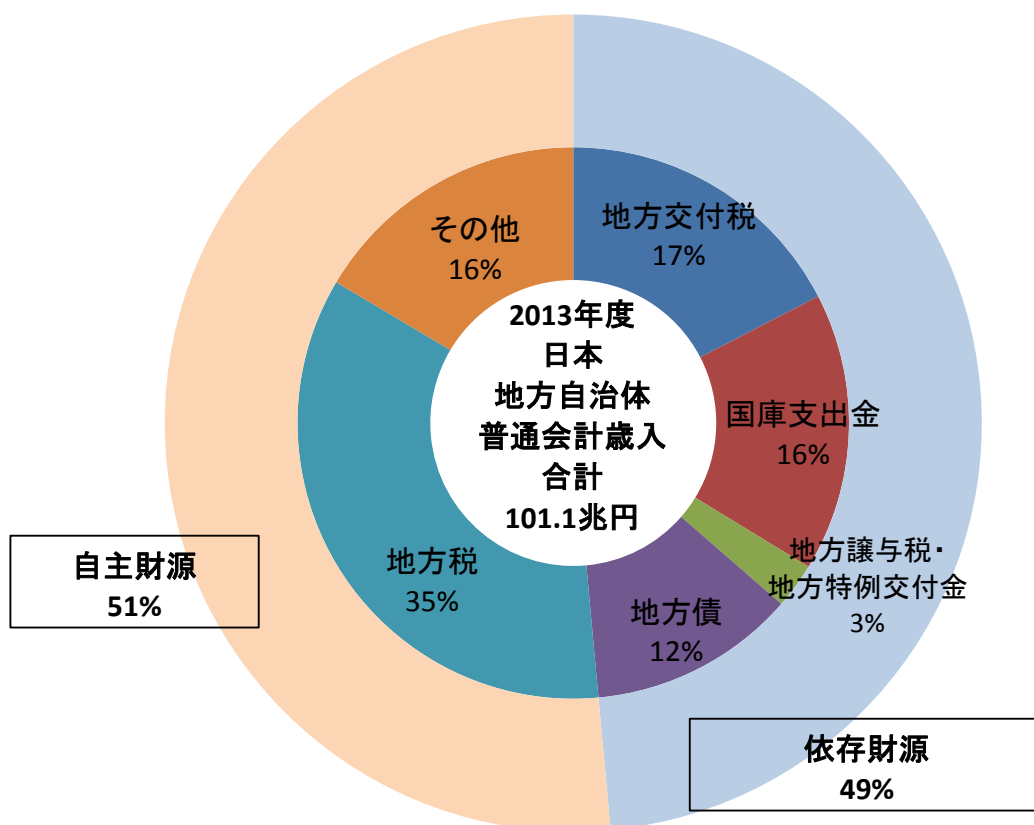
2) 日本の地方自治体財政

2013 年度における日本の地方自治体の歳入構成(普通会計¹⁸)を図表 1-17 に示す。地方自治体の財源には様々な種類のものがあるが、財源の調達ができるか否かによって、自主財源と依存財源に分類することができる。自主財源には地方税、使用料、手数料等が該当し、依存財源には地方交付税、国庫支出金、地方債等が含まれる。

日本の地方自治体合計で見ると、依存財源と自主財源の比率はおよそ 1:1 となっている。依存財源としては、地方交付税(17%)、国庫支出金(16%)の比率が高い。また、自主財源としては、地方税(35%)の比率が高い。

¹⁸ 一般会計と、公営企業会計を除く特別会計を合わせたものであり、総務省の定める会計区分の一つ。

図表 1-17 2013 年度日本の地方自治体の歳入構成



資料) 総務省「平成27年度地方財政白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

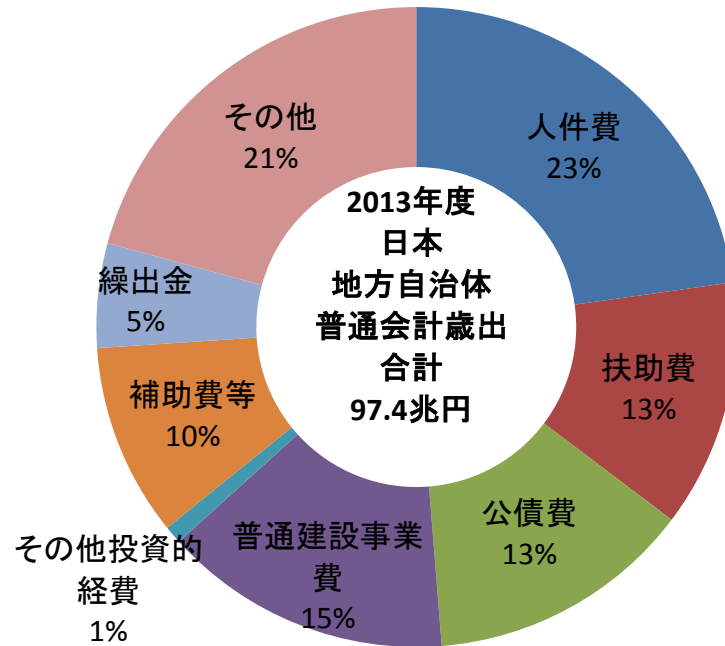
2013 年度における日本の地方自治体の歳出構成(普通会計)を、図表 1-18(性質別)、図表 1-19(目的別)に示す。

性質別に見ると、歳出合計の 23%を人件費が占めている。経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費(人件費・扶助費¹⁹・公債費)、投資的経費、その他の経費に分類されるが、義務的経費が 49%、普通建設事業費・その他投資的経費の合計である投資的経費が 16%、その他の経費が 36%となっている。

目的別に見ると、生活保護・高齢者福祉等に関する費用である民生費が 24%、教育費が 17%、公債費が 13%などとなっている。

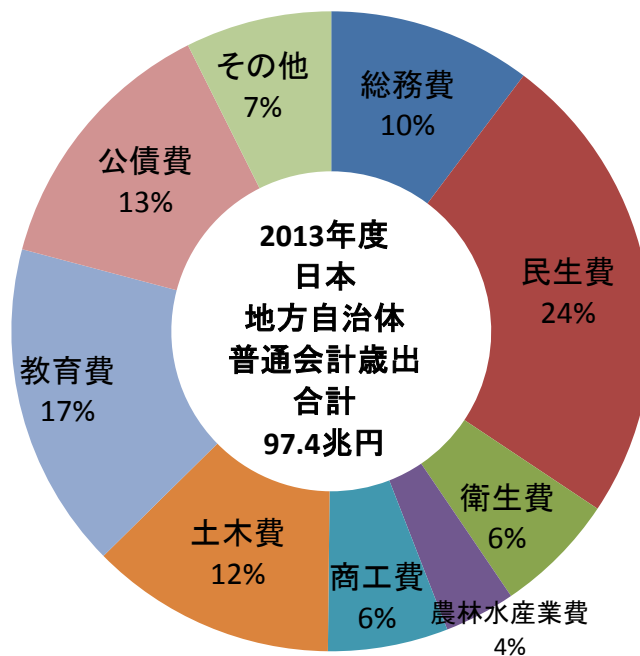
¹⁹ 社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費。

図表 1-18 2013 年度日本の地方自治体の歳出合計（性質別）



資料) 総務省「平成27年度地方財政白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-19 2013 年度日本の地方自治体の歳出合計（目的別）



資料) 総務省「平成27年度地方財政白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(3) 財政調整制度

国から地方への財源移転は、用途を特定しない一般交付金と、用途を特定した特定補助金とに分けられる。一般に特定補助金は、特定の事業の実事業費等を考慮して交付されるものであり、地方自治体の財政力を調整するという視点から交付されるものではない。

①日本における一般交付金の制度

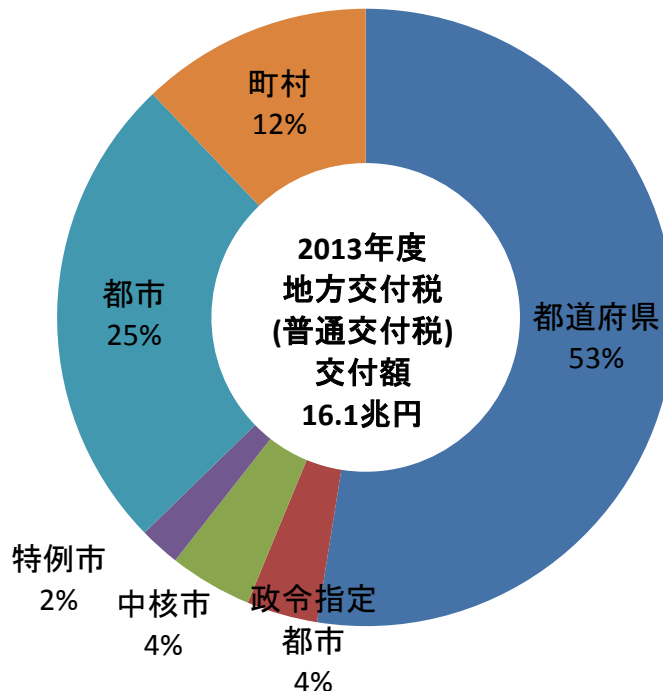
1) 国の地方自治体に対する一般交付金

国の地方自治体に対する一般交付金は地方交付税（普通交付税²⁰）が主体であり、所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%、地方法人税の全額を財源とする。

配分については、歳入歳出差額補填方式(基準財政需要－基準財政収入)により算定された金額が、国から地方自治体に交付される。

普通交付税の交付額の内訳を図表 1-20 に示す。2013 年度においては、東京都及び 48 市町村は、交付を受けていない。なお、特別区については地方交付税の算定上、都と一体として一つの団体とみなされているため、直接的な交付対象団体とはなっていない。特別区は後述の「都区財政調整制度」により財源配分されることとなっている。

図表 1-20 2013 年度日本の地方交付税交付金（普通交付税交付金）の配分



資料) 総務省「平成27年度地方財政白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

²⁰ 地方交付税の総額のうち、96%(平成 27 年度までは 94%、平成 28 年度は 95%)が普通交付税として歳入歳出差額補填方式により算定された金額として交付され、4%(平成 27 年度までは 6%、平成 28 年度は 5%)が特別交付税として災害等の特別の事情のある地方自治体に交付される。

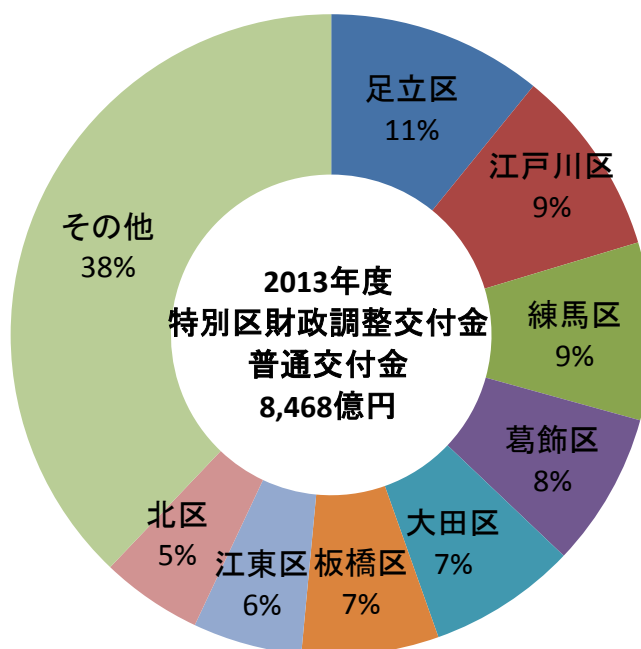
2) 都の特別区に対する一般交付金

東京都においては、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整という二つの重要な機能を持つ都区財政調整制度が導入されており、都の特別区に対する一般交付金として「特別区財政調整交付金²¹⁾」が設けられている。

特別区財政調整交付金は、特別区の区域について都税として徴収されている市町村税(固定資産税、市町村民税(法人分)等)の55%を財源とするものである。配分については地方交付税の算定と同様に、特別区ごとに歳入歳出差額補填方式(基準財政需要－基準財政収入)により算定された金額が、都から特別区に交付される。

普通交付金の交付額の内訳を図表 1-21 に示す。なお、特別区のうち港区については交付されていない。

図表 1-21 2013年度東京都の特別区財政調整交付金(普通交付金)の配分



資料) 東京都「平成25年度 都区財政調整区別算定結果」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

²¹⁾ 特別区財政調整交付金の総額のうち、95%が普通交付金として歳入歳出差額補填方式により算定された金額として交付され、5%が特別交付金として災害等の特別の事情のある地方自治体に交付される。

②イングランドにおける一般交付金の制度

イングランドでは、2012年度までは一般交付金は歳入援助交付金 (Revenue Support Grant)と事業用レイト(Non-domestic rate²²)、警察補助金(Police grant)から構成されていた。

配分については、歳入援助交付金と事業用レイトの合計額が、需要基準額(地方自治体の財政需要額から特定補助金を控除した金額)と財源基準額(カウンシル税に関する政府の想定税額)の差額に中央配分額(自治体に対するミニマム保証)を加えた額になるよう調整される。警察補助金については、警察の機能を有する地方自治体に配分される。

2013年度からは、2012年地方財政法(Local Finance Government Act 2012)により「事業用レイト保持制度(Business Rates Retention Scheme)」が導入された。これまでは、自治体が事業用レイトを国税として徴収し、それが自治体に再配分されていたが、2013年度からは事業用レイトの一部を自治体が保持する制度が導入された。

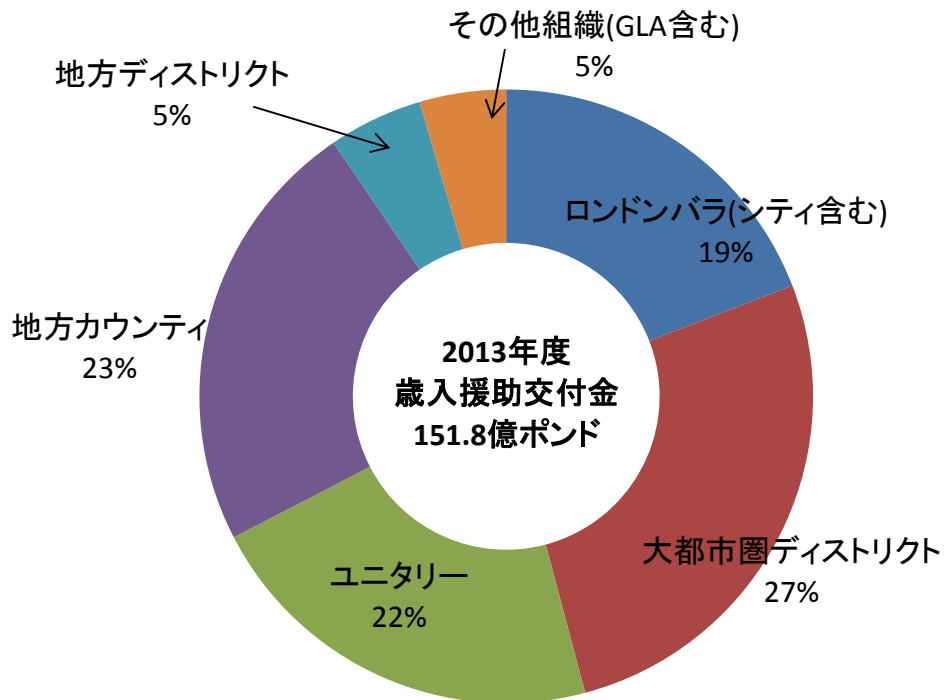
具体的には、事業用レイトの税収の50%は「国の取り分(central share)」とされ、歳入援助交付金を通じて自治体に再配分される(配分方法については基本的に従前と同様)。一方、残りの50%については「地方の取り分(local share)」とされ、自治体の階層構造等に応じて、各自治体に割り当てられる²³。

歳入援助交付金の交付先については、図表 1-22 に示す。

²² 事業用資産に課される税金(Rates)を指す。なお、居住用資産に課される税金(Rates)は、地方税(カウンシル税)である。

²³ 地方自治体の事業用レイト収入見込額である「個別事業用レイト基礎額(Individual Business Rates Baseline)」が当該地方自治体の財源必要額である「基礎額財源水準(Baseline Funding Level)」を上回る場合には、当該地方自治体は超過分を「抛出金(tariff)」として国に支払う必要がある。この抛出金を財源として、収入見込み額が財源必要額に不足する自治体に対して「補給金(top-up)」が支払われる。また、事業用レイト収入が収入見込額を超過する場合、「賦課金」が国により徴収される等の措置も導入されている。

図表 1-22 2013 年度イングランドの歳入援助交付金の配分



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Government Financial Statistics England No.25 2015”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

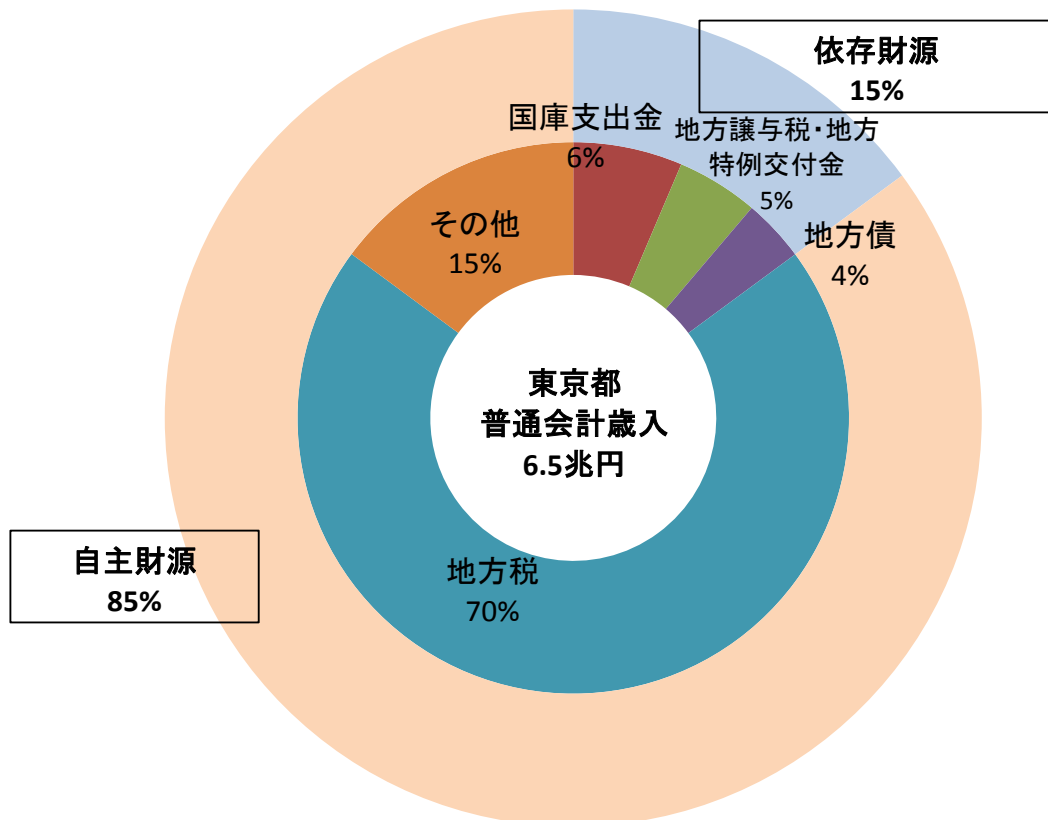
(4) 東京都及びロンドンの財政

1) 東京都の財政

2013 年度における東京都の歳入構成(普通会計)を図表 1-23 に示す。

日本の地方自治体合計の歳入構成と大きく異なり、歳入に占める地方税の割合が非常に大きく、依存財源はわずか 15%(地方交付税の交付は受けていない)となっている。

図表 1-23 2013 年度東京都の歳入構成



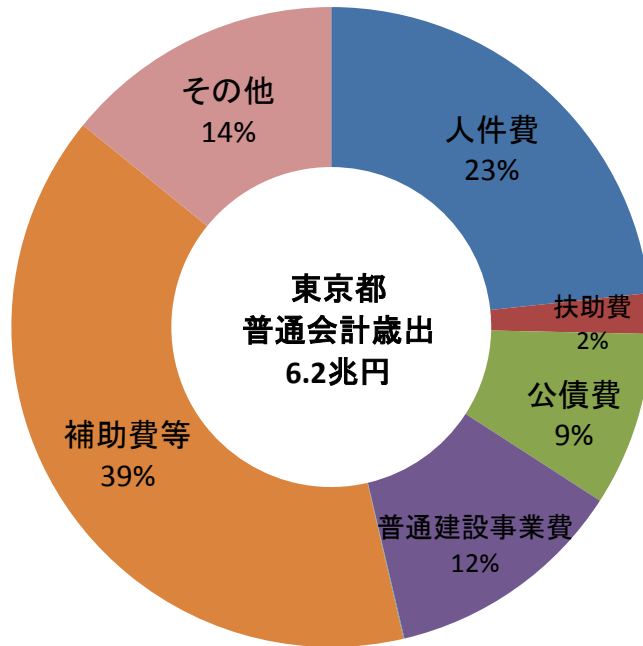
資料) 総務省「平成25年度決算状況(都道府県)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2013 年度における東京都の歳出構成(普通会計)を、図表 1-24 (性質別)、図表 1-25 (目的別)に示す。

性質別に見ると、歳出合計の 23%を人件費が占めており、この数字は日本の地方自治体合計の場合の人件費率とほぼ同値である。補助費の占める割合が多くなっているが、これは、前述の「都区財源調整制度」によるものである。

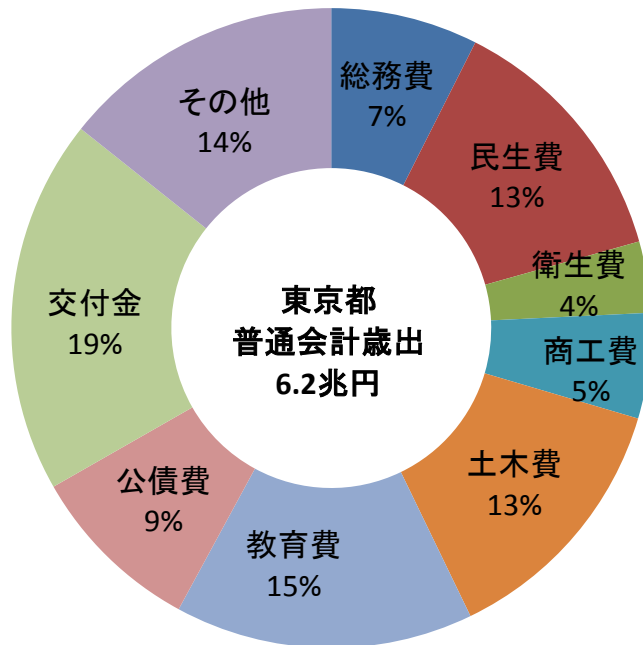
目的別に見ると、「都区財源調整制度」による交付金が 19%を占めている。次いで教育費 15%、土木費・民生費がそれぞれ 13%と続いている。なお、都営地下鉄を始めとする交通に関わる支出については、交通事業が普通会計の対象外であることからこの数字には含まれていない。

図表 1-24 2013 年度東京都の歳出構成(性質別)



資料) 総務省「平成25年度決算状況(都道府県)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-25 2013 年度東京都の歳出構成(目的別)



資料) 総務省「平成25年度決算状況(都道府県)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

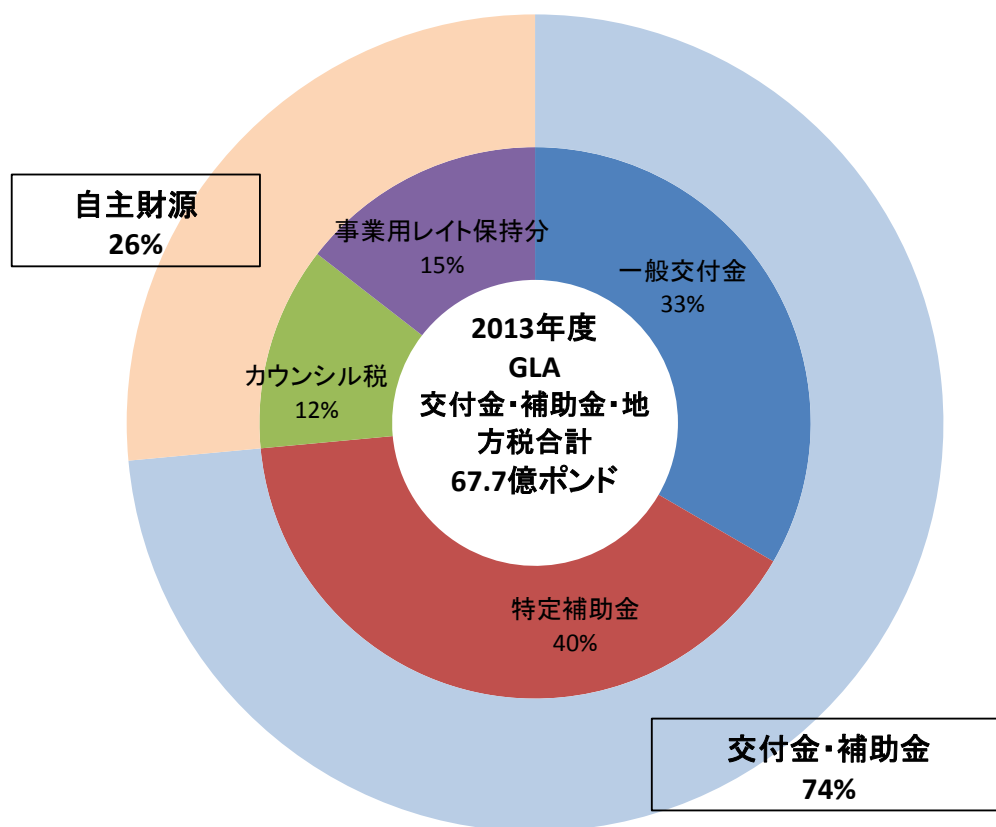
2) GLA、ロンドンシティ・バラの財政

ロンドンの地方自治体はロンドンシティ及びロンドンバラであるが、図表 1-7 等に示す通り、GLA もロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定機能や公共交通・警察等の機能を有している。

GLA の歳入に関し、交付金・補助金・地方税の構成を図表 1-26 に示す。なお、自主財源としてはほかに利用料・手数料等も含まれるが、図表 1-26 には含めていない。自主財源については、カウンシル税が 12%、事業用レイト保持分が 15%など 26%となっており、中央政府からの交付金・補助金が 74%にも達している。

交付金・補助金 58%の内訳は、使途が限定されていない一般交付金が 33%、使途が限定されている特定補助金が 40%となっている。

図表 1-26 2013 年度 GLA の歳入構成(交付金・補助金・地方税)



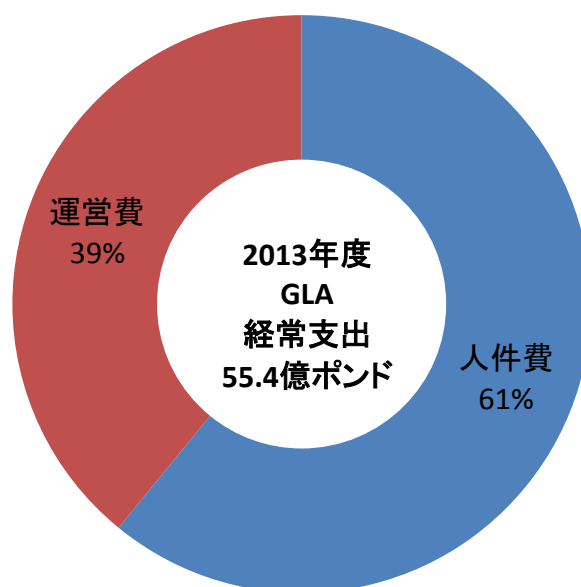
資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

GLA の経常支出²⁴について、性質別、目的別に分類したものを図表 1-27(性質別)及び図表 1-28(目的別)に示す。なお、ここで紹介する GLA の支出は 4 つの実施機関を含む GLA に関するものである。

性質別に分類すると、人件費が約 6 割、運営費が約 4 割となっている。また、目的別で見ると警察が約 6 割、交通が約 3 割となっており、実施機関の中でも警察(市長公安室)及びロンドン交通局の支出が特に大きくなっていることが分かる。警察目的の支出のうち約 8 割が人件費となっており、経常支出全体に占める人件費割合を押し上げている。

資本支出について、図表 1-29 に示す。支出額ベースで目的別に分類すると、交通が 66%、住宅が 14%、文化、環境、開発が 14%となっている。

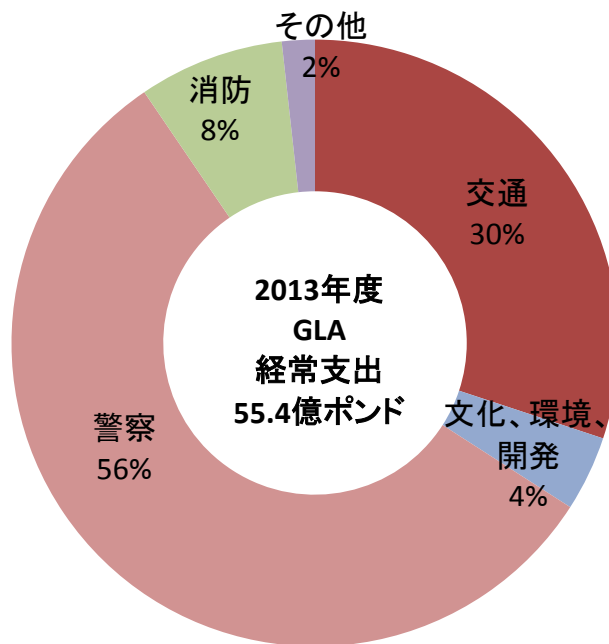
図表 1-27 2013 年度 GLA の経常支出(性質別)



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

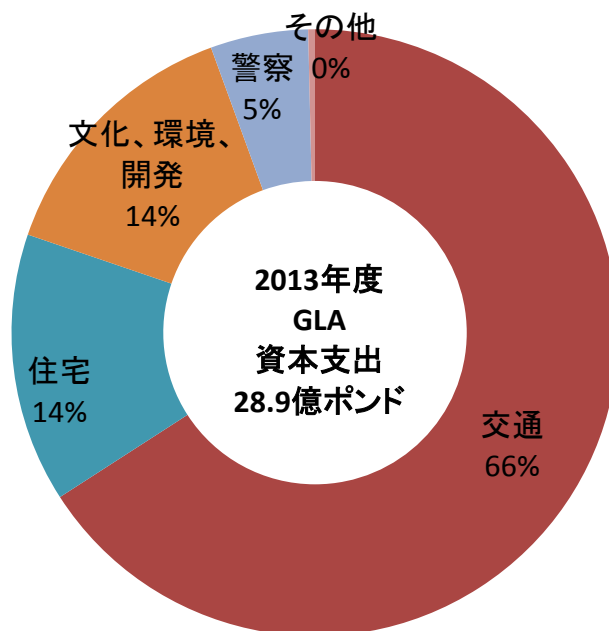
²⁴ サービス提供にあたって自治体側の収入となる手数料等を控除しない金額を示す。

図表 1-28 2013 年度 GLA の経常支出(目的別)



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Authority revenue expenditure and financing in England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-29 2013 年度 GLA の資本支出(目的別・支出額ベース)



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local authority capital expenditure and financing in England: 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

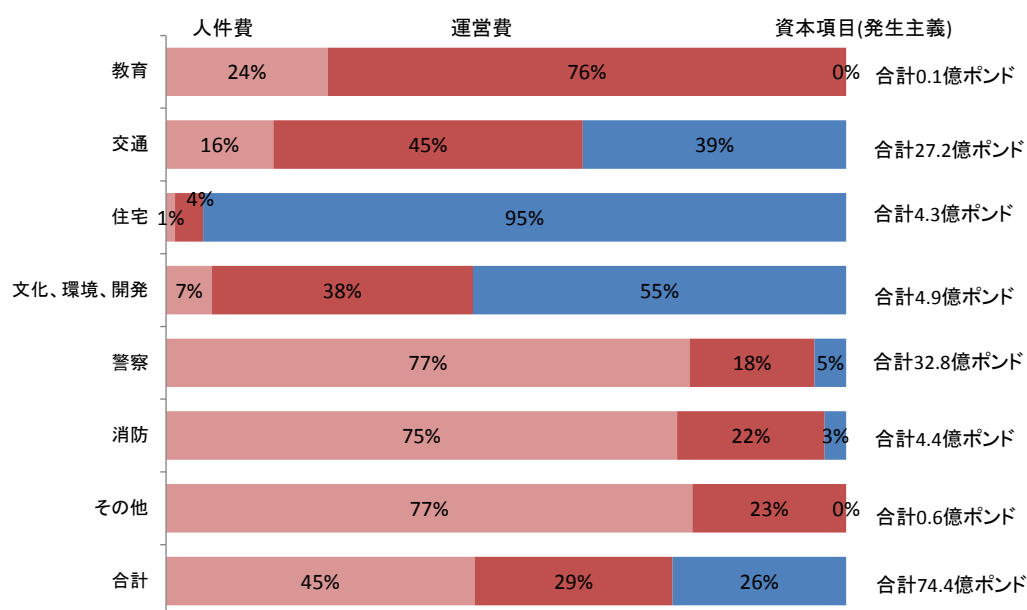
参考として、目的別の性質別(人件費・運営費・資本項目)費用構成を図表 1-30 に示す。

人件費の占める割合の大きい項目として、警察(77%)、消防(75%)がある。公務員が直接サービスを提供する項目において、人件費の占める割合が大きい。

運営費の占める割合の大きい項目として、教育(76%)があり、イングランド全体と異なる傾向にある。

資本項目の占める割合が大きい項目として、住宅(95%)、文化、環境、開発(55%)、交通(39%)がある。

図表 1-30 2013 年度 GLA の目的別・性質別費用構成 (参考)

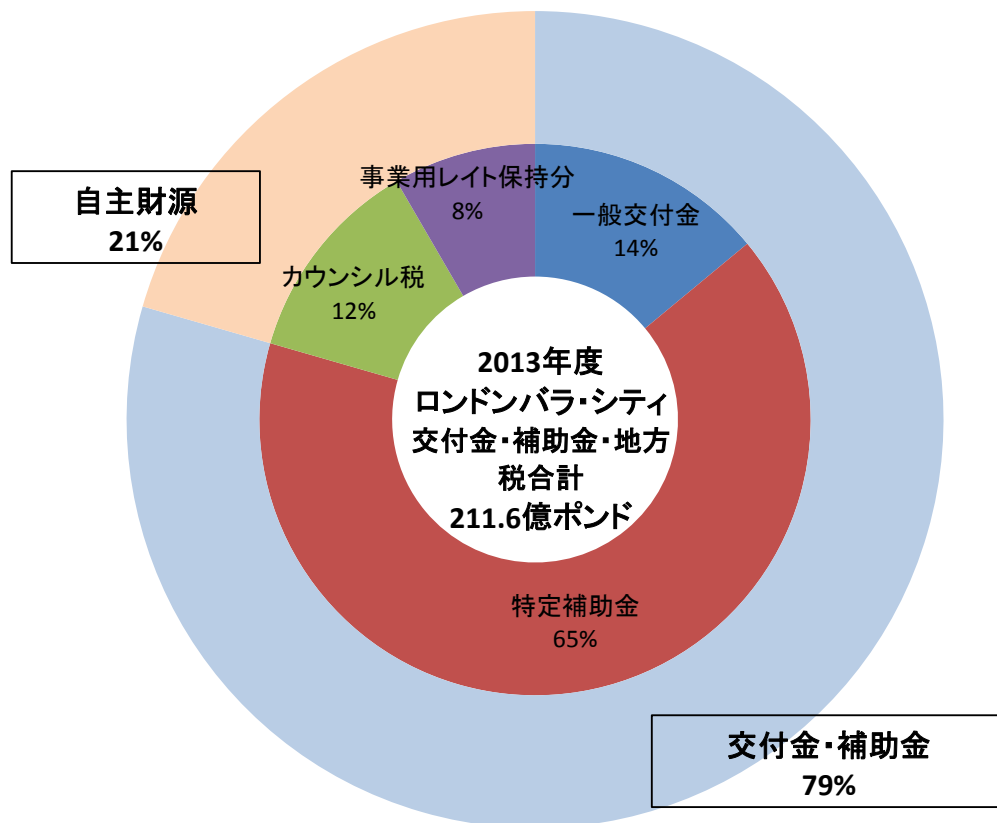


資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

ロンドンバラ・シティの歳入に関し、交付金・補助金・地方税の構成を図表 1-31 に示す。なお、自主財源としてはほかに利用料・手数料等も含まれるが、図表 1-31 には含まれていない。自主財源については、カウンシル税が 12%、事業用レイト保持分が 8%など 21%となっており、中央政府からの交付金・補助金が 79%にも達している。

交付金・補助金 58%の内訳は、用途が限定されていない一般交付金が 14%、用途が限定されている特定補助金が 65%となっている。

図表 1-31 2013 年度ロンドンバラ・シティの歳入構成(交付金・補助金・地方税)



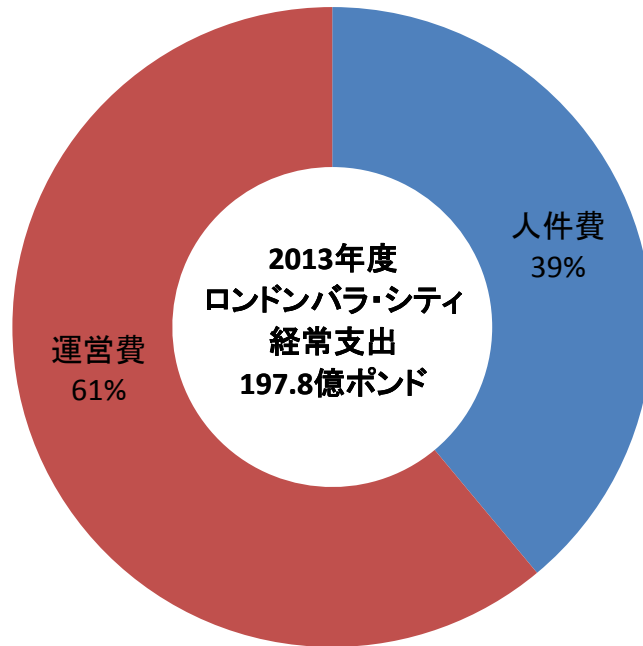
資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

ロンドンバラ・シティ合計の経常支出について、性質別、目的別に分類したものを図表 1-32 及び図表 1-33 に示す。

性質別に分類すると、人件費が約 4 割、運営費が約 6 割となっている。また、目的別で見ると教育が約 4 割、社会サービス(子ども向け、大人向け)が約 2 割、文化・環境・開発が約 1 割となっている。教育目的の支出については約 6 割が人件費であるが、社会サービスについては人件費率が約 2 割に留まっていることから運営費の占める割合が高くなっている。

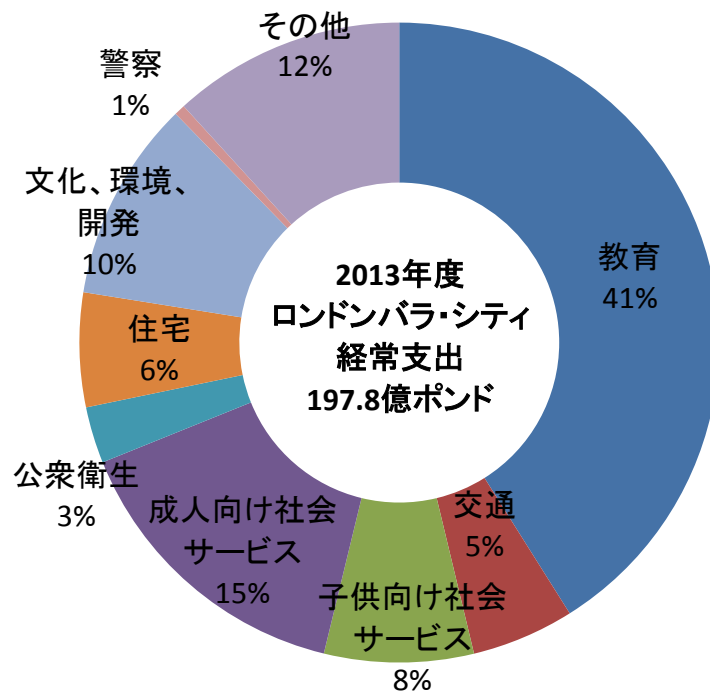
資本支出について図表 1-34 に示す。支出額ベースで目的別に分類すると、教育が 30%、住宅が 35%となっている。

図表 1-32 2013年度ロンドンバラ・シティの経常支出(性質別)



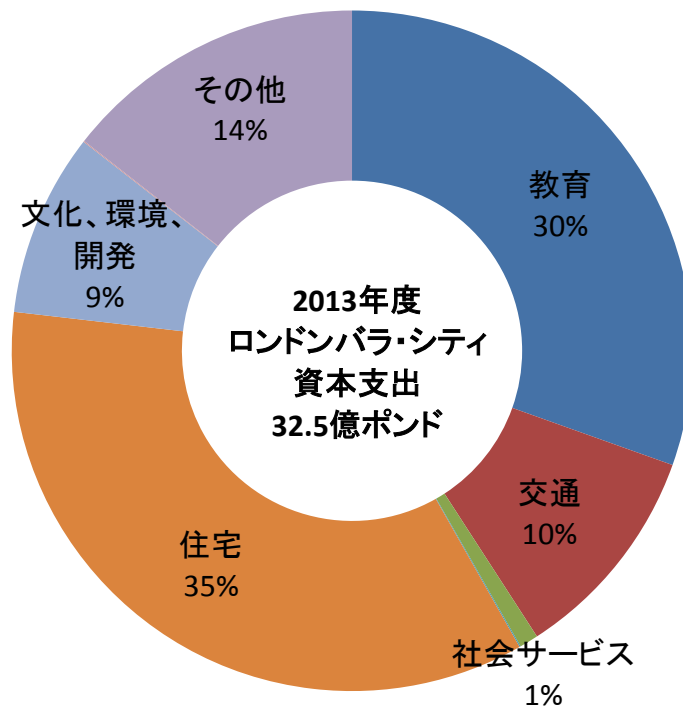
資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-33 2013年度ロンドンバラ・シティの経常支出(目的別)



資料) 英国コミュニティ・地方自治省”Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1-34 2013 年度ロンドンバラ・シティの資本支出(目的別・支出額ベース)



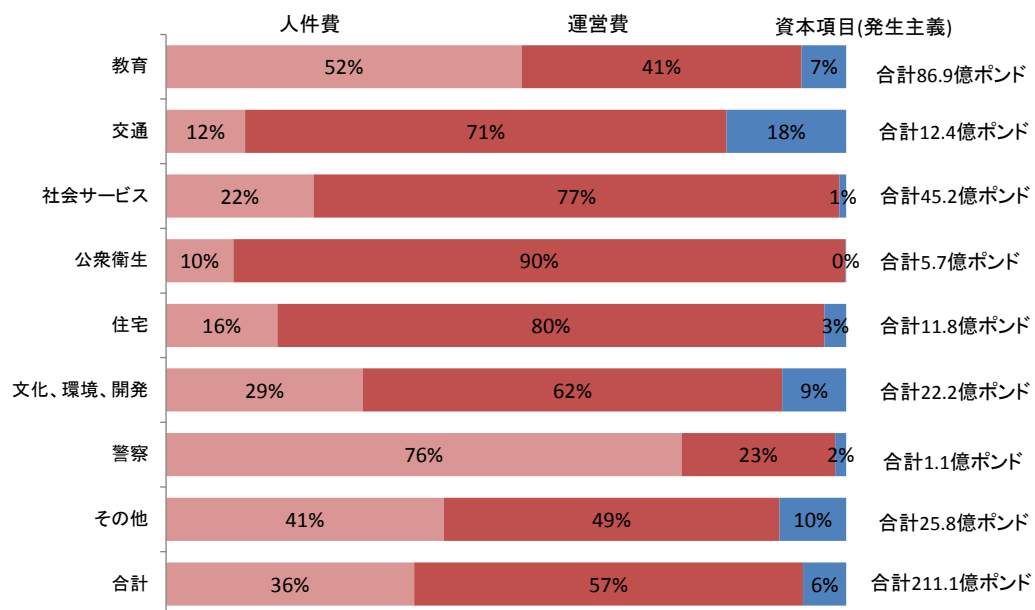
資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local authority capital expenditure and financing in England: 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

参考として、目的別の性質別(人件費・運営費・資本項目)費用構成を図表 1-35 に示す。

人件費の占める割合の大きい項目として、警察(76%)、教育(52%)がある。公務員が直接サービスを提供する項目において、人件費の占める割合が大きい。

運営費の占める割合の大きい項目として、公衆衛生(90%)、住宅(80%)、社会サービス(77%)、交通(71%)があるなど、イングランド全体及び GLA と異なる傾向にある。

図表 1-35 2013 年度ロンドンバラ・シティの目的別・性質別費用構成（参考）



資料) 英国コミュニティ・地方自治省” Local Authority revenue expenditure and financing England 2013 to 2014”より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成